

資料2

施設・事業の確認について

平成27年10月20日

千葉県こども未来局

1 子ども子育て支援新制度における確認制度

(1) 給付制度

子ども・子育て支援新制度においては、教育・保育を提供する施設・事業に対する財政支援として、給付制度が導入されています。

<施設等と給付の種類>

施設等ごとに、主に以下のとおりの給付が、利用者の認定区分に応じて支給されます。

区分1	区分2	給付種別	利用可能な支給認定区分		
			1号	2号	3号
教育・保育施設	認定こども園	施設型給付	○	○	○
	幼稚園		○	※1	
	保育所			○	○
地域型保育事業	家庭的保育事業	地域型保育給付		※2	○
	小規模保育事業			※2	○
	事業所内保育事業			※2	○
	居宅訪問型保育事業			※2	○

※1 利用者が希望する場合は、預かり保育を利用して、1日8時間以上の2号認定見合いの利用も可能

※2 3歳到達後の3月末日までなど、利用可能なケースがあります。

(2)「確認」とは

施設等が給付を受けるためには、認可を受けるとともに、市町村から「確認」を受ける必要があります。

ア 施設・事業所からの申請に基づいて、市町村が確認を行います。

イ 確認の際は、認可に係る定員を踏まえ、利用定員を設定します。

ウ 施設・事業所は、確認を受けることにより給付の対象となる一方、市町村が定める「運営に関する基準」を遵守することとなります。

＜運営に関する基準の概要＞

分類	主な事項
利用開始に伴う基準	・内容・手続きの説明、同意、契約 ・正当な理由のない提供拒否の禁止 ・定員を上回る利用の申込みがあった場合の選考
教育・保育の提供に伴う基準	・幼稚園教育要領、保育所保育指針等に則った教育・保育の提供 ・子どもの心身の状況の把握 ・子どもの適切な処遇(虐待の禁止等を含む) ・連携施設との連携(地域型保育事業のみ) ・利用者負担の徴収(実費徴収、上乗せ徴収を含む)
管理・運営に関する基準	・運営規程の策定、掲示 ・秘密保持、個人情報保護 ・事故防止及び事故発生時の対応 ・評価(自己評価、関係者評価及び第三者評価(努力義務)) ・苦情処理 ・会計の区分 ・記録の整備

(3) 利用定員

利用定員は、年度途中の入れ替わりにも柔軟に対応できるようにするとともに、計画の「量の見込み」等の区分との整合性を確保する必要があるため、支給認定区分ごとに大きくりとするとともに、3号認定のみ、0歳と1・2歳に分けて設定します。なお、保育必要量(保育標準時間・短時間)の区分については、柔軟な受入れを図るため、設けないことを基本としています。

公定価格(給付の金額)は、利用定員に応じた金額(認定こども園は、1号認定と2・3号認定の2種類)が設定されており、人件費、事業費及び管理費等を踏まえ、利用定員が少なくなるほど1人あたりの単価が高く設定されています。

<認定こども園における設定のイメージ>

認定区分	1号	2号	3号		2・3号小計	合計
			1・2歳	0歳		
利用定員	60人	30人	20人	10人	60人	120人

<認定こども園における利用定員ごとの基本分単価の例(15/100地域)>

1号認定(4歳以上児)

(単位:円)

利用定員	26~35	36~45	46~60	61~75	76~90	...
基本単価(人・月)	40,940	34,090	30,180	27,880	26,310	...

2号認定(4歳以上児)

(単位:円)

利用定員	31~40	41~50	51~60	61~70	71~80	...
基本単価(人・月)	74,410	69,370	61,190	55,430	51,160	...

2 利用定員の設定

(1) 設定の原則

利用定員は、認可に係る定員と一致させることを基本としつつ、原則として認可定員を超えない範囲内で利用状況を反映して設定する必要があります。

また、利用定員の設定にあたっては、地方版子ども・子育て会議などへの意見聴取が義務付けられており、市町村事業計画との関係性のほか、定員の客観性や透明性を確保するため、設定の考え方を諮る必要があります。

(2) 設定にあたっての論点

ア 認可・認定定員との関係

子ども・子育て支援新制度における施設・事業の認可・認定に係る申請については、客観的な要件を満たしていれば認可することとされていますが、市町村事業計画で定められた提供区域ごとの量の見込みを上回る場合は認可・認定をしないことができます。(需給調整)

「千葉県こどもプラン」においては、「幼稚園及び保育所からの認定こども園移行」「本市独自の認定を受けた認可外保育施設が認可保育所等に移行」の2つのケースを除き、適切な需給調整を行うこととしています。

イ 利用状況との関係

実際の利用者数が恒常的に認可定員を下回る状況にある施設については、認可定員にかかわらず、実際の利用者数及び今後の見込み等を勘案して、当該施設の利用定員を定めることとされています。

(ア) 1号認定

千葉市こどもプランにおいても、最終年度である31年度まで受け皿を確保している一方、一部幼稚園において、現員が認可定員を下回る状態にあります。

(イ) 2号、3号認定

地域ごと、施設ごとの差はありますが、市全体で入所率が100%を超えており(平成27年8月1日時点で108.1%)、定員を超えた受入れを行っている施設等も多い状況です。潜在的な需要を踏まえると、今後も認可定員どおりの受入れ体制を確保する必要があります。

ウ 認可及び利用者募集のスケジュールとの関係

施設整備や改修を伴うケースがほとんどであることから、新たな施設等の認可は開園の直前となる一方、幼稚園等における願書配布や、各区における次年度の保育施設等の利用申込み開始は10月から11月であり、認可定員の確定より先行せざるを得ない状況です。

また、施設整備の募集及び決定は、国庫補助等の協議スケジュールや円滑な審査のため、募集区分ごとに順次並行して実施しており、都度意見を聴取することは困難な状況です。

<27年度の募集スケジュール>

主な募集区分	認可外認可化	認定こども園	保育所新設	小規模保育	自主整備(全事業・予定)
募集期間	H27.3~5	H27.5~8	H27.5~8	H27.6~8	H27.11~
決定時期	H27.7	H27.9,10	H27.10	H27.10	H28.2

(3) 利用定員設定の方針(案)

上記の論点を踏まえ、当面の間、以下のとおりとします。

ア 認可定員と一致させることを基本とします。ただし、1号認定の利用定員については、恒常的に認可定員を下回る状況にある施設について、既存施設の定員変更を含め、認可定員を下回ることも可とします。

イ 意見聴取の方法については、以下のとおりとします。

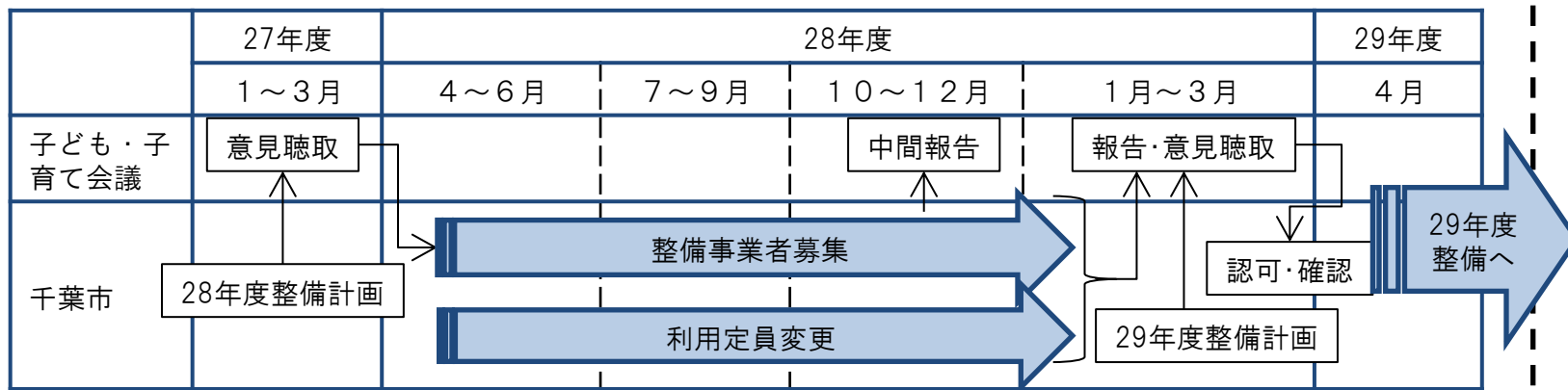
(ア) 新規整備施設

- ・整備計画について、整備前年度の3月にご提示しご承認いただきます。原則として当該計画の範囲内で、認可予定者の審査、決定を進めます。
- ・整備年度の10月ごろの会議において、次年度の新規開園施設等の整備状況及び確保方策の実績見込みを報告した上で、3月の会議において、最終的な整備及び確保方策の実績見込みを報告し、利用定員を決定します。

(イ) 年度途中の定員変更

- ・認可定員の範囲内であれば、個別にお諮りせず、3月に内容をとりまとめてご報告いたします。

<例> 平成28年度整備に係るスケジュール



(ウ)需給調整の例外

「幼稚園及び保育所からの認定こども園移行」及び「本市独自の認定を受けた認可外保育施設が認可保育所等に移行」の2つのケースについては、供給が需要を上回る場合も原則として認可、確認します。

(エ)その他

・補助金を使わない自主整備など、年度ごとの整備計画に盛り込まれない整備案件についても、(3号認定児童の)供給が需要を上回らない限りは原則として認可、確認することとし、他の整備実績とともに、3月の会議において報告し、利用定員を決定します。